

池原貞雄記念賞表彰規約

2009年11月17日制定
2015年10月26日改訂

1 趣旨

沖縄生物学会(以下、学会)の発展と沖縄の野生生物の基礎研究と保全、人材育成に多大な貢献をされた故池原貞雄初代会長を記念して、沖縄の生物研究・教育・環境保護の各分野で活躍している会員または団体、あるいは将来の成果が期待される若手会員に対して、その功績をたたえ学会が表彰する。

2 表彰の時期

毎年の学会大会の日に授賞式を行う。

3 表彰者の範囲

1) 表彰者は原則として、個人の場合は学会会員(授賞式の時点で会員歴が1年以上)であること、団体の場合は会員3名以上が推薦する団体であること。

2) 表彰の対象は、次の各号に一に該当する個人または団体とする。

- (1) 研究奨励部門 沖縄の自然もしくはその保護に関し顕著な貢献が期待される研究を行った若手研究者。
- (2) 教育功労部門 長年にわたり沖縄の自然もしくはその保護に関する教育実践、普及等に従事し、顕著な功績のあった個人または団体。
- (3) 環境保護部門 長年にわたり沖縄の自然環境保護に関する活動を継続し、顕著な功績のあった個人または団体。

4 表彰者の人数

原則として各部門それぞれ1名または1団体とする。

5 表彰者の推薦

表彰者の推薦は、別に定める池原貞雄記念賞候補者推薦要領により、学会会員の自薦または他薦とする。

6 表彰者の決定

表彰者の決定は、上記3の2)の候補者から池原貞雄記念賞選考委員会(以下、選考委員会)を行い、学会評議会の議決を経て決定する。

7 選考委員会

- 1) 選考委員会委員(以下、選考委員)は、学会副会長1人、ならびに評議員会により選出された若干名とする。
- 2) 選考委員の任期は2ヵ年とし再任を妨げない。
- 3) 選考委員会は学会会長が招集し、選考委員長が会議を進める。
- 4) 選考委員長は委員の互選による。
- 5) 選考委員長が会議に参加することがかなわないときは、選考委員長があらかじめ指名した委員が会議を進行する。
- 6) 選考委員に欠員が生じた場合には、新たな選考委員を選出する。その際選出された後任の任期は前任の残任期間とする。
- 7) 選考委員会は、必要に応じて第三者の意見を求めるなどして、審査の公平を期するものとする。

8 表彰の方法

学会会長から表彰状と副賞(記念品)を授与する。

9 事務局

本記念賞の事務局は、沖縄県中頭郡西原町千原1番地、琉球大学理学部海洋自然学科内の学会事務局内に置く。